

答申第 886 号

諮問第 1541 号

件名：幹部連絡会における資料の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 7 月 13 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同月 27 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める。

イ 幹部連絡会が開かれて、この 1 年余の間、1 枚も文書が作成されていないことは、ありえない。

よって、これらに関する文書が存在するはずなので、開示を求める。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由に対する認否

ア 前記 2(2)アについて

否認する。

平成 29 年 7 月 13 日、審査請求人がした行政文書開示請求に係る対象文書は、作成又は取得していないため存在しない。

イ 前記 2(2)イについて

愛知県稲沢警察署（以下「稲沢署」という。）が幹部連絡会を開催していること、同連絡会に係る文書の作成のないことは認め、その余は争う。

(3) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(7) 行政文書開示請求の受理

平成 29 年 7 月 13 日、処分庁は、審査請求人から「幹部連絡会における資料 ただし 平成 27 年 10 月以降の分に限る。 幹部連絡会とは、稲務発第 2510 号平成 27 年 12 月 3 日警察本部長あて稲沢警察署長における 9 頁のものをいう。」との行政文書開示請求を受理した。

(1) 請求内容の確認

本件開示請求において「幹部連絡会とは、稲務発第 2510 号、平成 27 年 12 月 3 日警察本部長あて稲沢警察署長における 9 頁のものをいう。」との記載があることから、平成 29 年 7 月 13 日稲沢署に保管されている同文書を確認したところ、同文書 9 ページ「4 措置結果 (1) 署員教養の実施 イ 対応要領の周知」に「平成 27 年 11 月 16 日、幹部連絡会において」との記載を確認した。

稲沢署に対して、同文書に記載された「幹部連絡会」について確認したところ、同文書にある幹部連絡会とは、課長以上の幹部を集めて定期的に開催している会議であることを確認した。

したがって、本件開示請求は、平成 27 年 10 月以降の同会議に係る行政文書を求めているものと特定した。

(ウ) 本件開示請求に係る対象文書の調査及び行政文書不開示決定

上記特定した本件開示請求に係る対象文書について、稲沢署において調査したところ、同対象文書は作成されておらず、対象文書は存在しないことを確認したことから、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、審査請求人に対し平成 29 年 7 月 27 日付けで、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(エ) 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 9 月 25 日付けで本件処分に対する審査請求を行った。

イ 平成 27 年 10 月以降の幹部連絡会について

稲沢署は幹部連絡会と称し、定期的に署長以下同署の幹部（課長以上）が出席して、各課の行事予定等を報告し、意思疎通を図っているほか、その他必要な事項について口頭で伝達しているものである。

なお、同連絡会の開催内容を議事録としてまとめなければならないとする規程等は存在しない。

平成 27 年 10 月以降に開催された幹部連絡会についても、上述した方法で行われており、かつ、議事録の作成もない。

したがって、幹部連絡会に係る行政文書は作成されておらず、本件開

示請求に係る対象文書は存在しない。

ウ 本件処分の正当性

審査請求人は、審査請求書において、「開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める。」との主張をしているが、幹部連絡会は上述のとおり、伝達される内容については、議事録を作成していないから、本件開示請求に係る対象文書は作成しておらず、同文書が存在しないことは明らかである。

したがって、処分庁が本件開示請求に対し、不開示とした本件処分は適正であり、本件審査請求における審査請求人の主張が失当であることは明らかである。

エ 結語

したがって、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、平成 27 年 10 月以降の稲沢署で開催された幹部連絡会に係る文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、稲沢署は幹部連絡会と称し、定期的に課長以上が出席して、各課の行事予定等を報告し、意思疎通を図っているほか、その他必要な事項について口頭で伝達しており、幹部連絡会の開催内容を議事録としてまとめなければならないとする規程等は存在せず、議事録も作成していないとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、幹部連絡会は、幹部が顔を合わせて 10 分から 20 分程度口頭で連絡を行っているものであり、出席した幹部が個人でメモをとることはあっても、資料を配布する形式はとっていないとのことである。また、曜日を決めて開催しており、開催通知はなく、開催場所は基本的に一定であるとのことである。

幹部連絡会の性質及び態様が、前記のとおりであることからすれば、

幹部連絡会に係る文書は作成しておらず、本件開示請求に係る対象文書が存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ したがって、本件請求対象文書を作成しておらず、不存在であるとしたことについての処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

幹部連絡会における資料

ただし 平成 27 年 10 月以降の分に限る。

幹部連絡会とは、稲務発第 2510 号平成 27 年 12 月 3 日警察本部長あて稲沢警察署長における 9 頁のものをいう。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29.11.14	諮問（弁明書の写しを添付）
30.11.30 (第562回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 1.18 (第565回審査会)	審議
31. 2.18 (第567回審査会)	審議
31. 3.15	答申